

(スポーツクライミング)

(総則)

第1条 公益財団法人日本スポーツ協会（以下、J S P Oという）・公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下、J M S C Aという）のスポーツクライミング指導者の認定と受検資格ならびに認定は、本規約による。

(公認コーチ1の認定と受検資格)

第2条 公認スポーツクライミングコーチ1（以下コーチ1という）の認定。

- 2 コーチ1は、J S P O会長およびJ M S C A会長が認定する。
- 3 J S P O担当の所定の共通科目（I）およびJ M S C A担当の所定のコーチ1専門科目を修了し合格したもの。
- 4 コーチ1を受検するものは、次の条件を満たしたものでなければならない。
 - (1) 年齢は、満20歳以上のもの（受検年度の4月1日現在）
 - (2) J S P Oの所定の共通科目（I）を修了、あるいは修了予定のもの
 - (3) スポーツクライミングの指導実績が2年以上あること
 - (4) 指導的立場にあり、知徳円満にして指導者として活動の意志があるもの
 - (5) 都道府県山岳連盟（協会）（以下都道府県山岳連盟（協会）を岳連（協会）という）に所属し、同岳連（協会）が認めるもの
 - (6) グレード5. 10以上をリードできると判断されたもの
 - (7) 人工壁において、初心者への指導実績を有し指導できると判断されたもの

(公認コーチ2の認定と受検資格)

第3条 公認スポーツクライミングコーチ2（以下コーチ2という）の認定。

- 2 コーチ2は、J S P O会長およびJ M S C A会長が認定する。
- 3 J S P O担当の所定の共通科目（I・II）およびJ M S C Aの所定のコーチ2専門科目を修了し合格したもの。
- 4 コーチ2を受検するものは、次の条件を満たしたものでなければならない。
 - (1) 年齢は、満25歳以上のもの（受検年度の4月1日現在）
 - (2) J S P Oの所定の共通科目（I・II）を修了、あるいは修了予定のもの
 - (3) スポーツクライミングの指導実績が3年以上あること
 - (4) 指導的立場にあり、知徳円満にして指導者として活動の意志があるもの
 - (5) 岳連（協会）に所属し、同岳連（協会）が認めるもの
 - (6) 指導能力が全国レベルに達したものと岳連（協会）会長が認めたもの
 - (7) グレード5. 11以上をリードできると判断されたもの
 - (8) 自然壁においても実績を有し、コーチ1を指導できると判断されたもの